



「国勢調査サポーター企業・団体」の登録の御案内について

本年10月1日を期日として、5年に1度の国勢調査が実施されます。

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍を含む。）を対象とした最も基本的かつ重要な調査であり、その結果は、行政施策の基礎資料のみならず経済界を始め社会全体で幅広く活用されています。調査には統計法（平成19年法律第53号）第13条に基づく回答義務が課せられていますが、近年、若年層・単身世帯を中心に、直接回答が得られない世帯が増大しており、国民共有の情報基盤となる中核データの品質が低下しかねない事態が生じてきています。

令和2年国勢調査の実施に当たっては、国民一人一人に効果的な周知を行うため、各企業等において社員又は従業員に対する調査回答の促進やインターネット回答の推進など国勢調査の支援活動をお願いしたく、各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

国勢調査の支援活動をしていただく企業・団体の皆様におかれましては、別添1「連絡先登録票」及び別添2「照会票」をご提出いただくことで、「国勢調査サポーター企業・団体」へ登録させていただきます。登録いただいた場合、支援活動に必要な広報素材を提供するとともに、本年7月から公開予定の「国勢調査2020総合サイト」の中で、ご登録いただいた企業・団体の皆様の名称及び企業・団体のロゴマークのバナーを紹介させていただきます。

つきましては、ご協力いただける場合は、国勢調査2020実施事務局宛て（メール：kokusei2020@soumu.go.jp）に別添1「連絡先登録票」及び別添2「照会票」を御提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、国勢調査の支援活動に関する取組内容が不明など、「国勢調査サポーター企業・団体」として紹介することが不適切と判断される場合には、登録の見直し若しくは取消し又は紹介の保留を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

また、すでに「国勢調査サポーター企業・団体」として登録しており、案内が重複している場合もあるかと思いますが、その際はご容赦願います。

【国勢調査の支援活動（例）】

- ・調査期間又はその直前の時期に、社内や独身寮等の施設において総務省が提供する国勢調査のポスターを掲示し、イントラネット、電子メール、朝礼、社内放送等を通じて、社内及びグループ企業内の社員・従業員に対し、国勢調査の回答を励行・促進する。
- ・インターネット回答を督励するとともに、（特に外国人の社員等に対し）職場でインターネット回答を行うことを了解し、又は支援する。

- ・ビル又はフロアのエントランス等で総務省が提供する国勢調査のポスターを掲示し、又はリーフレットを頒布する。
- ・ビル又はフロアのエントランス等のデジタルサイネージやモニターで総務省が提供する国勢調査の画像又は動画を表示する。
- ・店内等で、総務省が提供する国勢調査の広告の掲示、画像・動画による周知を行い、又は総務省が提供する音源を放送する

【国勢調査2020総合サイトURL】

<https://www.kokusei2020.go.jp/index.html>

追 伸

新型コロナウイルス感染症については、引き続き予断を許さない状況が続いています。本年秋の国勢調査については、世帯と接しない非接触の調査方法で行うなど、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止する対策を講じてまいります。インターネット回答を一層推進するなど、国民の皆様の協力がより必要となっており、皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

【連絡先】

国勢調査2020事務局

担当：狼、坂本、松本、佐々木、河端

☎：03-5273-1013 Fax: 03-5273-1552

Email:kokusei2020@soumu.go.jp